

県民緑育実施要領

第1 目的

この要領は、紀の国緑育推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、県民緑育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げる内容に該当するものとする。

第3 事業実施期間

事業は県からの補助金交付決定後着手するものとし、交付の決定に係る年度の3月31日までに検査を受けるものとする。

第4 対象経費及び補助率

補助金交付の対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする。

第5 補助金額の範囲

補助事業における補助金額は、1団体にあたり20万円以上300万円以下とし、参加人数に2万円を乗じた額以内とする。ただし、補助金交付決定後に参加人数が減少した場合は、天災等事業主体の責によらない場合を除き、その人数で補助金額を算定するものとする。

第6 軽微な変更

交付要綱第7第1項第1号アに規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

- (1) 補助金額の30パーセント未満の減
- (2) 補助対象経費（費目）の30パーセント未満又は5万円未満の配分変更

第7 提出書類

交付要綱に規定する提出書類及び添付書類は、それぞれ以下のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）

- ア 計画書（別記第1号様式）
- イ 収支予算書（別記第2号様式）
- ウ 団体概要書（別記第3号様式）
- エ 団体の会則
- オ 団体の会員名簿（別記第4号様式）
- カ 活動内訳及び工程書（別記第5号様式）
- キ 収支予算書に記載された金額の根拠となる見積書等
- ク その他必要と認める参考資料

(2) 補助金変更交付申請書（別記第6号様式）

- ア 変更計画書（別記第1号様式）
- イ 変更収支予算書（別記第2号様式）
- ウ その他必要と認める参考資料

(3) 補助事業等実績報告書（規則別記第2号様式）

- ア 実績書（別記第1号様式）
- イ 収支精算書（別記第2号様式）
- ウ 実績書に記載された参加人数の根拠となる名簿等
- エ その他必要と認める参考資料

第8 提出書類の提出期限

交付要綱に規定する提出書類の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 補助金等交付申請書

4月1日から12月28日までの間

(2) 補助事業等実績報告書

当該補助事業の完了した日から30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日

第9 事業の検査

- 1 知事は、規則第13条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出があったときは、速やかに事業の検査を行うものとする。
- 2 事業の検査は、事業の主たる部分を実施する所在地を管轄する振興局農林水産振興部長が別に定める検査員が行うものとする。

第10 写真等の広報活動への利用

提出された書類等に添付された写真、図表等を、県は本事業の広報活動に利用することができるものとする。

第11 概算払

規則第16条第2項の規定に基づき概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金等交付申請書に補助金概算払理由書（別記第7号様式）を添付し、知事の承認を得なければならない。また、概算払を請求する場合は、補助金等交付請求書（規則別記第3号様式）に、補助金概算払説明書（別記第8号様式）及び誓約書（別記第9号様式）を添付するものとする。

第12 事業の周知

事業主体は、事業の実施にあたって、パンフレット、木工品等やイベント会場内等に、紀の国森づくり基金を活用した事業である旨を表示すること。また、事前に報道機関等に情報提供を行ったり、ホームページを活用するなど、事業の周知に努めること。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種別	補助事業
（１）森林体験	・間伐や枝打ち、植栽、下刈り等の森林整備に関する体験 ・森林の持つ様々な公益的機能を体感できる体験 ・山村地域の伝統文化等に触れる体験 ・木工細工等地域材を利用した体験 ・その他、上記に準ずる森林・林業・木材・山村に関する体験
（２）森林学習	・森林の持つ様々な公益的機能に関する学習 ・和歌山県の主要産業である林業及び林業を支える山村に関する学習 ・間伐や枝打ち、植栽、下刈り等の森林整備に関する学習 ・木材利用に関する学習 ・その他、上記に準ずる森林・林業・木材・山村に関する学習

（注）次のいずれかに該当する事業は、補助事業の対象外とする。

- 1 実施場所が県外に及ぶもの
- 2 参加者のうち県内在住者及び県内事業所等に勤務する者が過半数に満たないもの

別表 2（第 4 関係）

補助対象経費 (費目)		摘 要	備考	補助率
委託料		1 森林体験及び森林学習における指導講師及び森林体験における体験作業指導員に要する経費（旅費を含む。） 2 事業に要する苗木、支柱、肥料、種菌等の資材購入に要する経費 3 指導内容の企画及び事務打合せ、体験フィールドの確保、資材等の購入及び保管経費等に要する諸経費並びに社会保険等に要する諸経費 ※その他以下に掲げる経費について補助限度額の範囲内に限り指導委託料に含めることができる。	1 指導講師の謝金及び体験作業指導員の賃金は、和歌山県土木工事標準積算基準書の公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という）に定める特殊作業員単価を上限とする。 2 旅費（勤務地又は自宅から用務地まで。高速道路料金含む。）は、実費相当額とする。 3 資材購入経費は、実費相当額とする。 4 諸経費は、各項目の所要合算額に 0.1 を乗じた額を上限とする。また、指導講師、体験作業指導員を常時雇用する団体にあっては、0.2 を乗じた額を上限とする。 5 委託は事業の一部に限る。	10分の10以内
報償費		指導講師及び森林体験における体験作業指導員に要する経費（旅費を含む。）	指導講師の謝金及び体験作業指導員の賃金は、上記「委託料」に定める金額を上限とする。ただし、指導時間もしくは労務時間が4時間に満たない場合は0.5日単位を上限とすること。	
需用費	(消耗品)	事業に直接必要となる参考資料、文房具、事務用品等の購入費	1 需用費の合計額は、補助申請額の3%に相当する額を上限とする。ただし、補助申請額の3%に相当する額が50,000円に満たない場合は、50,000円を上限とする。 2 電話代等、他の用途による使用との区別が困難な経費は対象外とする。	
	(印刷製本)	資料印刷製本代、写真現像代等		
	(用務器具)	鋸、鉋、鎌、鍬、金槌等、事業実施に最低限必要なもの		
役務費		資材の郵送等に係る通信運搬費及びボランティア活動、森林体験及び森林学習を実施する際の傷害保険料（一般的なレクリエーション保険の補償内容とする。）等	実費相当額とする。ただし、傷害保険料については死亡・後遺障害保険金額5百万円、入院保険金額6千円、通院保険金日額3千円程度とする。	
使用料及び賃借料		車両賃借料、会場使用料、資機材使用料及び高速道路利用料金（車両賃借料に含まれない場合に限る。）	実費相当額とする。	
賃金		森林体験及び森林学習に要する車両の運転手賃金（車両賃借料に含まれない場合で、別途必要と認められる場合に限る。）	実費相当額とする。	
燃料費		チェーンソーや刈払機等の燃料、森林体験及び森林学習に要する車両燃料費（車両賃借料に含まれない場合で、別途必要と認められる場合に限る。）	実費相当額とする。ただし、自家用車の燃料費は対象外とする。	
資材費		苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代、種菌代等	1 植林を実施する場合は、原則郷土樹種を用いるものとする。 2 苗木については、記念植樹用は1本あたり20,000円を上限とし、それ以外は、1本あたり5,000円を上限とする。	
原材料費		木工教室、木製看板作成のための木材費等	木材等の原材料購入費は、一人当たり10,000円を上限とする。ただし、森林体験を2日に分けて実施する場合には20,000円を上限とする。なお、上限額は、委託料に計上する資材費を含むものとする。	
その他		上記以外の経費で、特に必要と認められる経費（別途協議）	次に定めるものは対象外とする。 (1) 土地等の購入に要する経費	

		(2) 運営上必要な恒常的経費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等） (3) 資格の取得に要する経費 (4) 販売を目的としたものに係る経費 (5) 申請団体の構成員に対する支出 (6) 参加者の飲食及び宿泊に要する経費 (7) 諸経費	
--	--	---	--

（注）

1 補助対象経費

上記補助対象経費については、消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。なお、同欄で定めているもの以外については、適切な見積書（10万円以上のものについては2者以上から徴収したうえで、最低の価格とする。）を根拠とした価格とする。

2 経費の削減

経費の算定にあたり、経済性や県内業者優先等を考慮するとともに、当該補助事業で、参加者を募集する場合（学校単位の参加は除く。）は、その参加者から一部参加料を徴収（申請団体の自己負担でも可。）するなど経費の削減に努めることとする。なお、補助対象経費に係る参加料等に該当する部分は当該経費から控除するものとする。

3 消費税仕入控除税額の申請

当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 消費税仕入控除税額の報告

当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。なお、報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除額報告書（別記第10号様式）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

5 車両賃借料

森林体験及び森林学習の実施場所への移動手段としてバス車両等の借り上げに要する経費（運転手賃金、燃料費、高速道路料金を含む。）をいう。

6 会場使用料

森林体験及び森林学習の実施に際し、全体集合場所となる会場や雨天の場合のプログラムを実施する会場を借り上げるために要する経費をいう。

7 資機材使用料

体験者が使用するヘルメット、鋸、その他体験学習に必要となる資機材の賃借料をいう。

8 木材加工に係る委託費

間伐体験等で伐採した木を加工して活用する場合、その加工に係る委託料は、含まないものとする。